

那珂市総合保健福祉センターの指定管理者選定結果

- 1 施設の名称と所在地
那珂市総合保健福祉センター 那珂市菅谷 3198 番地
- 2 指定管理者となる団体
社会福祉法人那珂市社会福祉協議会 那珂市瓜連 321 番地
- 3 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者選定委員会等の日程
平成 28 年 10 月 17 日 選定委員会の開催
(当該施設を公募によらない施設とし、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会を指定先とする)
平成 28 年 10 月 28 日 那珂市社会福祉協議会から指定管理者の指定申請
平成 28 年 10 月 31 日 選定委員会の開催
(指定管理内容の検討 社会福祉法人那珂市社会福祉協議会を指定管理者とすることに決定する)
平成 28 年 12 月 16 日 市議会において指定管理者の指定について議決

5 選定基準と審査項目

選考基準	審査項目
平等利用の確保及び事業計画の内容に関すること	設置目的に合致した管理運営に係る姿勢・意欲
	市民の平等利用の確保
公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減	利用者に対するサービスの向上
	安全対策
	管理経費の縮減
安定的な管理の確保に関すること	人的能力
	物的能力
その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定めるもの	個人情報保護

6 公募としないで選定した理由

当該団体は、平成 18 年 9 月から当該施設の指定管理者として、適正な管理運営が図られている。平成 25 年 7 月に社会福祉協議会の本部が旧瓜連庁舎へ移転した後も、総合保健福祉センター内には、社会福祉協議会の分室を置き、円滑な運営が図られている。

また、当該団体は、市福祉事務所、ボランティア団体、高齢者クラブ等との連携、その他の社会福祉事業、市からの受託事業の窓口を設置するなど、当該施設を活動拠点施設として実施しており、市民の健康推進や福祉活動の推進を図るうえでも、当該団体を引き続き指定管理者とすることで、施設の管理運営と事業推進がより一体的に効果的に行うことができるものとする。

よって、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 28 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により選定するものである。